

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税の税率を統一しました

▽問い合わせ
 税務課市民税係（本庁舎1階4番窓口） ☎ 3111 内線213、216 または各振興局総務室税務係

合併に伴い、旧市町村で異なっていた国民健康保険税の税率等を統一しましたのでお知らせします。
 国民健康保険税額は、「医療分」と、40歳以上65歳未満の人に課税される「介護分」を合計したもので、世帯ごとに前年の所得をもとに算出されます。なお、年度途中の加入や脱退は、月割りで計算されます。

■国民健康保険税の税率と計算方法

◆医療分 ※限度額53万円

- ①所得割額（円）
 (1人の総所得-基礎控除33万円)×税率9.5%
- ②均等割額（円）
 26,000円×加入者数
- ③平等割額（一世帯あたり）
 28,000円

◆介護分(40歳以上65歳未満)※限度額8万円

- ①所得割額（円）
 (1人の総所得-基礎控除33万円)×税率1.27%
 - ②均等割額（円）
 6,600円×加入者数
 - ③平等割額（一世帯あたり）
 3,800円
- 上記の医療分(①・②・③)と介護分(①・②・③)を合計したものが国民健康保険税額となります。

■計算例

平成16年中の所得が、夫(45歳)200万円、妻(43歳)0円、子ども(25歳)85万円の場合
 ※子どもは平成16年12月15日に会社を辞め、国保に加入したものとします(加入月数は12月から3月までの4か月)。

◆医療分

- ①所得割額 夫(200万円-33万円)×9.5%=158,650円
 妻 0円
 子ども(85万円-33万円)×9.5%×4/12か月=16,466円
 小計 175,116円
- ②均等割額 夫26,000円
 妻26,000円
 子ども26,000×4/12か月=8,666円
 小計 60,666円
- ③平等割額 28,000円

◆介護分

- ①所得割額 夫(200万円-33万円)×1.27%=21,209円
 妻 0円
 小計 21,209円
- ②均等割額 夫6,600円
 妻6,600円
 小計 13,200円
- ③平等割額 3,800円

医療分 合計(①+②+③) 263,700円(100円未満は切捨て)
 介護分 合計(①+②+③) 38,200円(100円未満は切捨て)

◎17年度の国民健康保険税 年税額 301,900円

所得によって軽減制度を利用できます

国民健康保険税の均等割額と平等割額は、前年の所得(世帯主及び国保加入者)によって7割・5割・2割の軽減を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

病院等で受診するときは、必ず保険証を提示しましょう

病院等で受診するとき、社会保険や国民健康保険(以下国保)に加入している人は、必ず保険証(退職者医療制度の場合は、「国民健康保険退職被保険者証」)を窓口で提示しましょう。
 なお、国保に加入している70歳以上の人は、保険証と一緒に、次のものを窓口で提示してください。

- 国保で受診する人
 - ・高齢受給者証
 - ・老人保健で受診する人(75歳以上)
 - ・医療受給者証
 - ・健康手帳
- ※退職者医療制度とは、会社

入院時の食事代を減額する認定証の有効期限が近づいています

住民税非課税世帯の人が入院する場合、「減額認定証」を病院の窓口で提示すると食事代が減額されます。
 現在お持ちの「減額認定証」の有効期限は7月31日(日)です。17年度の更新申請は8月

中に行います。詳しくは市報8月1日号でお知らせします。
 療係(本庁舎1階16番窓口、☎ 3291)
 △問い合わせ：保険課国民健康保険係(本庁舎1階17番窓口、☎ 3199 内線254、256)または、保険課老人医療係(本庁舎1階16番窓口、☎ 3291)



「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日(日)です

「国民健康保険高齢受給者証」は、70歳以上の国保加入者が、病院等の窓口で支払う負担額を記載したものです。

新しい受給者証は定期判定を行ってから、7月末までに発送します。
 なお、申請が必要な人については7月中旬に通知します。

申請してください 市民税非課税世帯の人は、介護保険施設入所時の食事負担額が安くなります

介護保険に加入している市民税非課税世帯の人が、市に申請すると「標準負担額減額認定証」が交付されます。これを介護保険施設に入所する際、窓口で提示すると、入院・入所時の食事負担額が減額されます。
 なお、すでに認定証をお持ちの人も有効期限(5月末日)が過ぎています。引続き対象となる人は、必ず6月中旬に、再度申請してください。その場合は6月1日からさかのぼっての適用となります。申請が遅れると、さかのぼって

適用されませんので、ご注意ください。
 ※介護保険施設とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群です。
 ◎手続きに必要なもの
 ・介護保険被保険者証(ピンク・印鑑(認め印可))
 ・世帯全員の市民税非課税証明書(佐伯市で市民税申告済みの人は不要です)
 △申請窓口・問い合わせ：保険課介護保険係(本庁舎1階18番窓口、☎ 3117)または、各振興局福祉保健室

介護保険施設入所時、通常は1日あたり780円の食事負担額がかかりますが、非課税世帯の人が申請をして減額されると、食事負担額は次のようになります。

生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 (明治44年4月1日以前に生まれた人)	1日あたり 300円
上記以外の人	1日あたり 500円